

大分市消防用設備等技術基準

第1章 総則

1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の技術上の基準及び大分市火災予防条例（昭和38年条例第70号）の規定を明確にするとともに、設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 危規則とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府第55号）をいう。
- (6) 条例とは、大分市火災予防条例（昭和38年条例第70号）をいう。
- (7) 条則とは、大分市火災予防規則（昭和56年大分市火災予防規則第14号）をいう。
- (8) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第338号）をいう。
- (9) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (10) 建規則とは、建築基準法施行規則（昭和25年建築省令第40号）をいう。
- (11) J I Sとは、日本工業規格をいう。
- (12) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (13) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (14) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (15) 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- (16) 防火設備とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- (17) 防火戸とは、防火設備のうち防火戸をいう。

- (18) 認定品とは、規則第 31 条の 4 の規定に基づき登録認定機関により認定された消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等をいう。
- (19) 鑑定品とは、日本消防検定協会が行う鑑定試験に合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等をいう。
- (20) 評定品とは、一般財団法人日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。
- (21) 3号告示とは、操作盤の設置免除の要件を定める件（平成9年3月21日付消防庁告示第3号）をいう。
- (22) 特定1階段等対象物とは、令第4条の2の2第2号に該当する防火対象物をいう。

3 基準の適用について

- (1) 当基準の適用は、平成 29 年 10 月 1 日からとする。
- (2) 平成 29 年 10 月 1 日において、現に存する防火対象物又は現に新築・増築及び改築等の防火対象物については、当分の間従前の基準によるものとする。

4 法的性格

内容については、法令解釈及び法令の補完基準が前提になるが、行政指導に該当するものも含まれているため、指導であることが明らかな部分については◆表示とする